プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発

開示 (注記事項)の検討 項目

本資料の目的

- 1. 本資料は、新基準における開示(注記事項)の定めについて、審議を行うことを目的と している。
- 2. これまでの審議において、開示(注記事項)の論点について今後検討すべき課題を検討 しており、以下の専門委員会及び企業会計基準委員会において今後の方向性について審 議を行った。

専門委員会	企業会計基準委員会
第 79 回 (2017 年 3 月 17 日開催)	第 357 回 (2017 年 3 月 28 日開催)
第80回(2017年4月6日開催)	第 358 回 (2017 年 4 月 10 日開催)
第81回(2017年4月26日開催)	-

第79回専門委員会及び第357回親委員会における審議内容

- 3. 2016 年 2 月に公表した意見募集文書では、収益認識に関する包括的な会計基準を開発 することの意義として、企業により開示される情報の充実を挙げており、新基準におい て定める開示(注記事項)の具体的な内容については、個別に慎重な検討が必要となる としていたため、第79回専門委員会及び第357回親委員会において、以下の項目につ いて説明した。
 - (1) IFRS 第 15 号の開示 (注記事項)についての欧州連合 (EU)におけるエンドースメ ントの状況
 - (2) IFRS 第 15 号の開示 (注記事項) についての我が国における検討
 - (3) IFRS 第 15 号に関する直近の早期適用事例及び開示の作成に対する準備状況
 - (4) IFRS 第 15 号における開示規定、及び意見募集文書、IFRS 第 15 号の開発過程での 意見発信、IFRS 任意適用企業への限定的なアウトリーチにおいて聞かれた懸念等

第79回専門委員会及び第357回親委員会において聞かれた意見並びに追加的な分析

- 4. 前項の説明に対し、第79回専門委員会及び第357回親委員会において聞かれた主な意見をまとめると、次のとおりである。
 - (1) 早期適用に向けた新基準の開発においては、主に IFRS を連結財務諸表で任意適用 している企業のニーズを考慮する必要があると考えられ、新基準の早期適用時期に おいては開示の定めを含めることのニーズは少ないと考えられる。
 - (2) 開示の要否を判断する上では、個々の注記事項の利用者における具体的な有用性と作成者のコストを十分検討することが必要になるが、現時点では、IFRS 第 15 号の適用例が少ないため判断が困難である。IFRS 第 15 号の強制適用時において適用例が公表された後に、有用性とコストの検討を行うことが良いと考えられる。
- 5. 前項の聞かれた意見を踏まえ、第80回専門委員会及び第358回親委員会では、早期適用時には開示(注記事項)の定めは含めず、新基準の強制適用時に開示の定めを含められるよう開発を行うことを提案した。この場合、具体的な開発スケジュールは、強制適用時期の検討時に行うこととした。

第80回専門委員会及び第358回親委員会において聞かれた意見

- 6. 前項の事務局の提案について、第80回専門委員会では、以下の意見が聞かれている。
 - (1) 新基準の強制適用時に開示の定めを含めるように基準開発を行うこととする事務 局の提案に同意するが、開示の議論や企業における開示作成の対応には相応に時間 を要すると考えられるため、強制適用時までに十分な準備期間をとることが重要で ある。
 - (2) 新基準の早期適用時においては、定量的な情報を要求しないとしても、企業が新基準を適用していることを明らかにするために、新基準の早期適用による影響額や重要な会計方針及び重要な判断といった定性的な情報の開示は必要であると考えられる。
 - (3) 財務諸表を作成する際に会計方針は存在するため、新基準の早期適用時には、過大な負荷がかからない重要な会計方針を開示することを検討すべきであると考えられる。
 - (4) 個々の注記事項における有用性とコストについては、実際の開示例が少ないとして も有意義な議論を行うことが可能であると考えられる。

2

- 7. また、第358回親委員会では、以下の意見が聞かれている。
 - (1) 開示については、IASB においても有用性の検討が十分にはなされなかったと考えられ、また開示項目によっては有用と認められる業種が限定されることも考えられることから、検討期間を十分に確保したうえで有用性とコストを慎重に検討することがよい。
 - (2) 現時点においては、IFRS 第 15 号の開示の有用性とコストの評価が適切なものとはならない可能性があり、新基準の強制適用時を目標に開示の定めを検討することがよいと考えられるが、早期適用時において、重要な会計方針等、最低限必要と考えられる開示を定めることが必要である。

追加的な分析

- 8. これらの聞かれた意見を踏まえ、早期適用時期において、仮に定性的な最低限の情報を開示する場合の分析を行う。定性的な最低限の開示項目としては、以下が考えられる (IFRS 第 15 号における開示規定の概要については、別紙を参照のこと。)。
 - (1) 新基準を早期適用している旨
 - (2) 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更
 - (3) 収益認識特有の項目(履行義務に関する定性的な情報)
 - (4) 重要な見積り及び判断
- 9. このうち「(2)会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」は、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に従った開示が行われ、その中で、「(1)新基準を早期適用している旨」も開示されることになり、特段の手当は必要ないと考えられる。よって、(3)及び(4)について、以下で分析を行う。

(収益認識特有の項目)

10. IFRS 第 15 号においては、「会計方針」という開示項目は設けられていないが、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」において、重要な会計方針として、財務諸表を作成する際に使用した測定基礎及び財務諸表の理解に関連性のある使用したその他の会計方針の開示(当該方針が IFRS が認めている選択肢から選択される場合には、利用者に特に役立つとされている。)が求められている(IAS 第 1 号第 117 項から第 121 項)。

- 11. また、IFRS 第 15 号においては、顧客との契約における履行義務に関して、次の定性的な情報を開示することとされている (IFRS 第 15 号第 119 項) $_{10}$.
 - (1) 企業が履行義務を充足する通常の時点(例えば、出荷時、引渡時、サービスの提供につれて、サービスの完了時)
 - (2) 重大な支払条件(例えば、通常の支払期限、契約に重要な金融要素があるかどうか、対価の金額に変動性があるかどうか、変動対価の見積りが通常制限されるのかどうか)
 - (3) 企業が移転を約束した財又はサービスの内容(他の当事者が財又はサービスを移転するよう手配する履行義務(すなわち、企業が代理人として行動する場合)を強調する。)
 - (4) 返品及び返金の義務並びにその他の類似の義務
 - (5) 製品保証及び関連する義務の種類
- 12. 限定的であるが、IFRS 第 15 号の早期適用企業の開示例は、以下のとおりである(その他の IFRS 第 15 号の早期適用企業の開示については、審議事項(4)-4 参考資料「IFRS 第 15 号早期適用企業の開示例(重要な会計方針及び個別の注記等)」を参照のこと。)。

【開示例1】楽天株式会社(2016年12月期)

(重要な会計方針)

(14) 収益の認識

当社グループでは、IFRS 第9号に基づく利息及び配当収益等やIFRS 第4号に基づく保険料収入を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストの内、回収可

¹ 履行義務の開示は、財務諸表利用者からは、それまでの収益の認識に関する会計方針の開示に関して、「決まり文句」の記述が提供されているとの指摘があり、履行義務についてより説明的な情報の提供を企業に求めることで、従来の会計方針の開示要求を補完するものとされている(IFRS 第 15 号 BC354 項)。

能であると見込まれる部分について資産(以下、契約コストから認識した資産)として認識しています。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。契約コストから認識した資産については、顧客の見積契約期間に応じて4年間から10年間の均等償却を行っています。

(個別の開示)

(27. 売上収益) (一部のみ抜粋)

(1) 収益の分解

...

当社グループは、インターネットサービス及び FinTech サービスを有するグローバル イノベーション カンパニーであり、EC(電子商取引)事業を中心に複数のビジネスを行っています。これらのビジネスから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

インターネットサービス

インターネットサービスセグメントにおいては、『楽天市場』、『楽天トラベル』、『Ebates』、『楽天ブックス』、『ケンコーコム』、『OverDrive』、『楽天コミュニケーションズ』、『東北楽天ゴールデンイーグルス』等のサービスを提供し、主な収益を下記のとおり認識しています。

楽天市場及び楽天トラベル

マーケットプレイス型 EC サービスである『楽天市場』や、旅行予約サービスである『楽天トラベル』等においては、取引の場を顧客に提供することをその基本的な性格としています。当社グループは、これらのサービスの運営にあたり、出店者・旅行関連事業者への出店サービス及びシステム利用に関するサービス、当社グループを通じた販売拡大のための広告関連サービス、出店者・旅行関連事業者と消費者の決済に関する決済代行サービス等を提供しています。また、これらのサービスは諸規約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を下記のとおりに識別して、収益を認識しています。

『楽天市場』への出店サービスについて、当社グループは規約に基づき出店者に対し契約期間に渡り、当社グループのマーケットプレイス型 EC ウェブサイトへの出店サービス及び出店コンサルティングサービス等を提供する 義務を負っています。当該履行義務は、契約期間に渡り時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、出店形態別に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しています。なお、取引の対価は3ヶ月、半年あるいは1年分を履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しています。

システム利用に関するサービスについて、当社グループは規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対して出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との間での個々の取引の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は、出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との個々の取引の成立時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、流通総額(出店者・旅行関連事業者の月間売上高)にサービス別・プラン別・流通総額の規模別に定められている料率を乗じた金額にて収益を計上しています。当該金額は、履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね3ヶ月以内に支払いを受けています。

広告関連サービスについて、当社グループは広告規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対し期間保証型の広告関連サービスを提供しており、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しています。広告料金の支払いは、原則として広告掲載開始日が属する月の翌々月末までに行われます。

決済代行サービスについて、当社グループは、カード決済規約に基づき、当社グループのサービスを利用する消費者と出店者・旅行関連事業者との間での決済代行サービスを提供しています。当該サービスにおいては、クレジットカードによる取引代金決済のための取引承認、代金決済情報やキャンセル等のデータを送受信・処理する義務を負っています。当該サービスについては、主に消費者のカード利用取引が生じた時点が履行義務の充足時点となると判断し、同時点で手数料収益を計上しています。当該手数料の支払いは、履行義務の充足後、支払区分に基づいた請求締切日から1ヶ月半以内に受領しています。

【開示例 4】GSH CORPORATION LIMITED (2015年12月期)

(重要な会計方針)

3 Significant accounting policies

3.12 Revenue recognition

Revenue is measured based on the consideration specified in a contract with a customer and excludes amounts collected on behalf of third parties. The Group recognises revenue when it transfers control over a product of service to a customer.

The following is a description of principal activities separated by reportable segments from which the Group generates its revenue. For more detailed information about reportable segments, see note 25.

Property segment

(i) Sale of development properties

Revenue is recognised when control over the property has been transferred to the customer. The properties have generally no alternative use for the Group due to contractual restrictions.

For development properties whereby the Group has an enforceable right to payment for performance completed to date, revenue is recognised based on the percentage of completion of construction. The percentage of completion is measured by reference to the quantity surveyor/architect's certification of the estimated construction costs incurred to-date to the estimated total construction costs. Profits are recognised only in respect of finalised sales contracts to the extent that such profits relate to the progress of the construction work.

For development properties whereby the Group has no enforceable right to payment until legal title has passed to the customer, revenue is recognised when the legal title has been transferred to the customer.

The revenue is measured at the transaction price agreed under the contract. Progress billings to the customer are based on a payment schedule in the contract and are typically triggered upon achievement of specified construction milestones. When the period between the recognition of revenue and payment by the customer exceeds one year, an adjustment is made to the transaction price for the time value of money.

Hospitality segment

(ii) Rendering of services – hotel income

Revenue from operations of a hotel is recognised in the accounting period in which the accommodation and the related services are rendered.

The Group sells hotel packages to customers which include hotel stay, breakfast, spa services, golf club services, amongst others. The hotel packages offered considered distinct goods and services and are therefore accounted for as separate performance obligations. In this case, the transaction price will be allocated to each performance obligation based on the stand-alone selling prices. Payment of the transaction price is due immediately when the customer purchases the hotel package.

(iii) Rendering of services – golf club related income

The Group provides annual golf club membership and golf club membership for a term until 2055. Customers are required to pay an up-front cash payment upon signing of the contracts. Golf club membership fees are recognised on a straight-line basis over the membership term. Deferred income is recognised for the fees relating to the unexpired terms of the memberships.

For the golf club membership for a term until 2055, there is an element of financing as the term of the membership exceeds one year. Consequently, the Group adjusts the transaction prices for the time value of money. The financing component is recognised as interest expense and is presented separately from revenue from customers.

Monthly subscription fees are recognised when the services are rendered. The monthly subscription fees are billed and paid on a monthly basis.

Fees charged for the use of the marina club and golf course facilities are recognised in the

accounting period in which the services are rendered. Payment of the transaction price is due immediately when the customer purchases the services.

(iv) Sale of goods

The Group sells food and beverages, souvenirs and other products as part of its hospitality business. Revenue from the sale of goods is recognised at the point of sale which coincides with when the Group transfers the product to the customer. Payment of the transaction price is due immediately when the customer purchases the goods.

(個別の注記)

18 Revenue

In the following table, revenue is disaggregated by primary geographical market, major product and services lines and timing of revenue recognition. The table also includes a reconciliation of the disaggregated revenue with Group's reportable segments (see note 25). (分解表示の定量的情報については記載を省略している。)

- 13. 仮に新基準の早期適用時点において、IFRS 第 15 号の履行義務に関する開示の定めを求める場合、履行義務の性質ごとに区分して定性的な情報を開示することとなると考えられるが、収益の分解表示を求めない中では、一定の困難性があると考えられる。また、IFRS 第 15 号の履行義務に関する開示の定めのうち、どの定めを要求するかも検討する必要がある。
- 14. これらの点を踏まえると、新基準の早期適用時には履行義務の定性的な情報に関する開示の定めを設けることは難しいと考えられるがどうか。

(重要な見積り及び判断)

15. 重要な見積り及び判断の検討にあたっては、現在、基準諮問会議において、当委員会に 提言されており、2017年3月に開催された基準諮問会議では、以下のとおりとされて いる。

当面、我が国の市場関係者における、開示原則に関するディスカッション・ペーパーへのコメント検討を通じた国際的な意見発信の状況を注視することとし、開示原則に関するディスカッション・ペーパーへのコメント検討を終えた後(仮に当該

8

ディスカッション・ペーパーが 2017 年 4 月に公表される場合は、コメント期間は 2017 年 10 月頃となる2。)、本テーマに関する議論を再開してはどうか。

16. よって、現時点で、重要な見積り及び判断に関する開示の定めを設けることは適切では ないと考えられる。

契約資産と債権の区分表示

- 17. IFRS 第 15 号においては、対価に対する権利について、無条件のものか否かにより契約 資産と債権の区分表示が要求されており(IFRS 第 15 号第 105 項)、区分表示されてい ない場合には、契約資産及び債権の期首残高及び期末残高の開示が要求されている (IFRS 第 15 号第 116 項(a))。これまでの審議において、契約資産と債権の区分表示 については、開示(注記項目)を検討する際に検討することとしていた。
- 18. これについて、IFRS 第 15 号に契約資産と債権の区分表示が設けられた趣旨3を踏まえ、新基準において当該区分表示を要求することも考えられるが、新基準の早期適用時においては、契約資産及び債権の期首残高及び期末残高の開示を要求しないため、経過措置として、区分表示も要求しないとすることでどうか。

第81回専門委員会(2017年4月26日開催)で聞かれた主な意見

(注記事項)

- 新基準の早期適用時においては、定量的な情報は不要であるが、財務諸表を作成する際に会計方針は検討されており、履行義務の説明等、一定の定性的な情報の開示を求めるべきである。
- 新基準の早期適用時には、IFRS 第 15 号の定めを参考にせず、記載内容は各企業に任せるとしても、重要な項目について会計方針の開示を要求することが必要である。
- 新基準の早期適用時に定性的な情報の開示を要求する場合には、それが強制適用時

^{2 2017} 年 3 月 30 日に IASB からディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み - 開示原則」(コメント期限は 10 月 2 日)が公表されている。

³ IFRS 第 15 号 BC323 項によると、契約資産と債権との区別を行うことは重要であり、その区別により、財務諸表利用者に、契約における企業の権利に関連したリスクに関する目的適合性のある情報が提供されることになる(両方とも信用リスクに晒されてはいるが、契約資産は、例えば、履行リスクなどの他のリスクにも晒されている。)とされている。

の開示において異ならないものとすることが重要であることを勘案すると、企業の 任意で開示することを妨げないとしても、事務局の提案どおり、新基準の早期適用 時に開示を要求する必要はない。

● 新基準の強制適用時にどのような開示が要求される可能性があるかについて、公開 草案に記載して、広く必要性を問うのがよい。

(表示)

● 契約資産と債権の区分表示については、それを要求しない場合には、契約資産と債権の認識に影響が生じないようにする必要がある。

ディスカッション・ポイント

新基準における開示(注記事項)の定めに関する事務局の分析及び 提案について、ご意見を頂きたい。

以上

別紙 IFRS 第 15 号における開示規定

(認識した収益の金額等)

規定の概要

- 1. 他の基準に従って区分表示されている場合を除き、次の金額を開示することとされている4。
 - (1) 顧客との契約から認識した収益(他の源泉からの収益と区別して開示)
 - (2) 企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失(他の契約からの減損損失と区別して開示)

【開示例1】

当グループは、収益に関連する以下の金額を損益計算書に認識している。

2016年

(単位:千CU)

顧客との契約から生じる収益

197,650

その他の源泉から生じる収益:賃貸料及びサブリース賃貸料

7,240

収益合計

204,890

(なお、【開示例 1】は、「国際財務報告基準(IFRS)に基づく連結財務諸表のひな型 2016 年 12 月末」(PwC)からの抜粋である。以下【開示例 6】、【開示例 7】、【開示例 10】、【開示例 11】について同様。)

(収益の分解)

規定の概要

2. 顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解して示すこととされ、財務諸表利用者が、分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示される収益情報との間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示す

⁴ 認識した収益の金額に加えて、顧客との契約からの減損損失の開示を要求することは、顧客の信用リスクを取引価格の測定に反映しないことに対応するもので、企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識することを定めている IFRS 第 15 号のコア原則に沿ったものと説明されている(IFRS 第 15 号 BC333 項)。

ることとされている5。なお、他の基準に従って情報を提供している場合には、当該情報を IFRS 第 15 号に従って重複して開示する必要はないとされている。

【開示例2】

セグメント	消費者製品	輸送用機器	エネルギー	
ピクメント	/ 月頁白	制 运 用 饿 奋	エネルキー	
	百万円	百万円	百万円	百万円
主たる地域市場				
北米	990	2,250	5,250	8,490
欧州	300	750	1,000	2,050
アジア	700	260	-	960
	1,990	3,260	6,250	11,500
主要な財 / サービスのラ				
事務用品	600	-	-	600
器具	990	-	-	990
衣類	400	-	-	400
オートバイ	-	500	-	500
自動車	-	2,760	-	2,760
太陽光パネル	-	-	1,000	1,000
発電所	-	-	5,250	5,250
	1,990	3,260	6,250	11,500
収益認識の時期				
一時点で移転される財	1,990	3,260	1,000	6,250

5 収益の分解に関する開示要求事項を設けている趣旨は、次のとおりとされている(IFRS 第 15 号 BC335 項及び BC340 項)。

⁽¹⁾ 財務諸表利用者は、認識される収益は顧客との多くの契約から生じた複合的な金額であり、どのような源泉からその収益が生じたかを理解するうえで、収益の分解が必要である。

⁽²⁾ IFRS 第 15 号での開示の目的と IFRS 第 8 号「事業セグメント」に基づくセグメント情報の開示の目的は必ずしも同じではなく、セグメント情報が収益の内訳を理解することを助けるための十分な情報を財務諸表利用者に提供しない可能性がある。

⁽³⁾ IFRS 第 15 号において、IFRS 第 8 号と別に、収益の分解の開示の要求事項を設けた趣旨として、 上場企業以外はセグメント情報の開示が免除されており、IFRS 第 8 号で示される情報が IFRS 第 15 号を基礎に提供されていない可能性がある。

一定の期間にわたり 移転されるサービス	_	_	5,250	5,250
19#AC1189 LA -	1,990	3,260	6,250	11,500
-				

(なお、【開示例2】は、意見募集文書からの抜粋である。以下【開示例3】、【開示例4】、 【開示例5】、【開示例8】、【開示例9】について同様。)

(契約残高)

規定の概要

- 3. 契約残高に関して、次の金額を開示することとされている。
 - (1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高(別個に表示又は開示していない場合)

【開示例3】

	(単位:百万円)		
	前連結会計年度期首	前連結会計年度末	当連結会計年度末
	(平成 X5 年 4 月 1 日)	(平成 X6 年 3 月 31 日)	(平成 X7年3月31日)
債権(売上債権及びそ の他の債権を含む。)	1,100	1,520	1,800
契約資産	2,700	2,500	1,650
契約負債	1,880	1,320	1,170

⁶ 財務諸表利用者からは、それまでの開示に関して、収益が、関連する財政状態計算書の運転資本を示す売掛金や前受金等の残高と関連付けずに単独で報告されていることの懸念が寄せられていた(IFRS 第 15 号 BC341 項)。このため、当該開示を通じて収益と関連する財政状態計算書の残高との相互関係の理解に役立つように当該開示が開発されたと考えられるが、IFRS 第 15 号の開発過程で寄せられた調整表の作成の実務負担が重いとの意見を考慮し、調整表の提案を、重要な変動があった場合の定量的・定性的な説明に代えている(IFRS 第 15 号 BC342 項から BC346 項)。

(2) 当報告期間に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたもの

【開示例4】

				(単位:百万円)
		前連結会計年度		当連結会計年度
	(自	平成 X5 年 4 月 1 日	(自	平成 X6 年 4 月 1 日
	至	平成 X6 年 3 月 31 日)	至	平成 X7 年 3 月 31 日)
報告期間に認識した収益のう				
ち期首現在の契約負債残高に		730		870
含まれていたもの				

(3) 当報告期間に、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益(例えば、取引価格の変動)

【開示例5】

				(単位:百万円)
		前連結会計年度		当連結会計年度
	(自	平成 X5 年 4 月 1 日	(自	平成 X6 年 4 月 1 日
	至	平成 X6 年 3 月 31 日)	至	平成 X7 年 3 月 31 日)
過去の期間に充足(又は部分的				
に充足)した履行義務から認識		120		110
した収益				

4. さらに、履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか、それらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響、当報告期間中の契約資産及び契約負債の残高の重大な変動を説明することとされている。

【開示例6】

(契約資産及び契約負債の重大な変動)

固定価格の契約について、合意している支払期日前に当グループが提供したサービスが減少したため、契約資産が減少した。さらに、契約履行コストに係る資産に関連して CU77,000 の減損損失も認識した。

予想数量割引および IT コンサルティング契約についての契約負債は、VALUE IFRS エレクトロニクス・グループを取得したことで CU473,000 増加した。

(履行義務)

規定の概要

- 5. 顧客との契約における履行義務に関して、次の情報を開示することとされているで。
 - (1) 企業が履行義務を充足する通常の時点(例えば、出荷時、引渡時、サービスの提供につれて、サービスの完了時)
 - (2) 重大な支払条件
 - (3) 企業が移転を約束した財又はサービスの内容
 - (4) 返品及び返金の義務並びにその他の類似の義務
 - (5) 製品保証及び関連する義務の種類

【開示例7】

(製品の販売 - 小売事業)

当グループは、家具販売の小売店チェーンを運営している。製品販売による収益は、グループ 企業が顧客に製品を販売した時点で認識する。

取引価格の支払いは、顧客が家具を購入した時点である。28 日以内の返品権付きで最終顧客に製品を販売することが当グループの方針である。したがって、当グループは、返品が見込まれる製品について、契約負債(返金負債)および財の返品権(その他の流動資産に含まれている)を認識する。返品の見積りは、過去の経験に基づき、販売時点にポートフォリオレベルで行う(期待値法)。返品される製品数量は数年間安定しているため、認識した収益の累計額に重大な戻入れが発生しない可能性は非常に高い。この仮定の妥当性および見積返金額は、報告日ごとに再評価している。

(残存履行義務に配分した取引価格)

規定の概要

6. 残存履行義務に関して、次の情報を開示することとされている&。

7 財務諸表利用者からは、それまでの収益の認識に関する会計方針の開示に関して、「決まり文句」 の記述が提供されているとの指摘があり、履行義務についてより説明的な情報の提供を企業に求める

ことで、従来の会計方針の開示要求を補完するものとされている(IFRS 第 15 号 BC354 項)。

⁸ 期末で未充足の履行義務について提供される収益の見通しに関する情報は、特に長期契約の場合に、財務諸表利用者の分析に有用であるとされている。多くの企業ではいわゆる「受注残(backlog)」情報が財務諸表外で開示されている実務があるが、「受注残」に共通の定義がなく比較可能性がないことを考慮して、IFRS 第 15 号で当該開示を要求することとしたとされている(IFRS 第 15 号 BC348 項から BC350 項)。

(1) 報告期間末現在で未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の 総額

【開示例8】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成 X6 年 3 月 31 日)	(平成 X7 年 3 月 31 日)
未充足の履行義務に配分した取 引価格の総額	2,280	1,950

(2) (1)に従って開示した金額を企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかの 説明(定量的方法又は定性的方法により開示する。)。

【開示例9】

平成 X7 年 3 月 31 日現在、残存履行義務に配分した取引価格の総額 1,950 百万円について、企業は関連設備の完成に向けた進捗に応じてこの収益を認識する。これは今後 24 か月から 36 か月にわたり発生すると見込まれる。

- 7. 実務上の便法として、次の条件のいずれかに該当する場合には、残存履行義務について の前項(1)及び(2)の情報を開示する必要はないこととされている。
 - (1) 当該履行義務について、当初の予想期間が1年以内の契約の一部である。
 - (2) 企業が当該履行義務の充足から生じる収益をアウトプット法における実務上の便法 (IFRS 第 15 号 B16 項) に従って認識している。
- 8. また、顧客との契約の対価ではあるが、変動対価の制限の規定等により取引価格に含まれないと判断されているものがあるのかどうかを定性的に説明することとされている。
- 9. なお、2016 年 12 月に FASB から公表された ASU 第 2016-20 号「Topic 606『顧客との契

⁹ IASB が公表した公開草案では、当初の見込期間が1年超の契約に関して、履行義務の充足見込時期に関する満期分析を行うことが提案されており、これに対して、情報収集に係る実務上の負担や、見込時期の不確実性に関する懸念が多く寄せられた。これらの負担や懸念を考慮して、開示範囲について実務上の便法が設けられ、開示方法についても定量的方法と定性的方法のいずれかに柔軟化されたが、脚注5に記載した開示の趣旨を踏まえ、充足見込時期の説明は維持されている(IFRS 第15号 BC351項から BC352項)。

約から生じる収益』の技術的修正及び改善」においては、次の条件に該当する変動対価については、第6項に記載した残存履行義務に配分した取引価格の開示を行う必要がないとされている。

- (1) 売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティ
- (2) 完全に未履行の履行義務に配分される変動対価

(履行義務の充足の時期の決定)

規定の概要

- 10. 一定の期間にわたり充足する履行義務について、次の両方を開示することとされている
 - (1) 収益を認識するために使用した方法(例えば、使用したアウトプット法又はインプット法の記述及び当該方法をどのように適用しているのか)
 - (2) その使用した方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる理由の説明
- 11. また、一時点で充足される履行義務について、約束した財又はサービスに対する支配を 顧客がいつ獲得するのかを評価する際に行った重要な判断を開示することとされてい る。

【開示例 10】

(IT コンサルティング・サービス)

IT コンサルティング部門は、事業向け IT の運営、設計、実装、およびサポートのサービスを提供している。サービスの提供から生じる収益は、サービスが提供される会計期間に認識する。固定価格契約の収益は、提供予定のサービス全体における報告期間末時点の提供済のサービスの比率に基づき認識する。この比率は、見積労働時間合計における実際に費やした労働時間の比率に基づいて決定する。

(取引価格及び履行義務への配分額の算定)

規定の概要

12. 次のすべてについて使用した方法、インプット及び仮定に関する情報を開示することと

¹⁰ 財務諸表の利用者が収益を重要視していることから、収益認識の金額及び時期を決定する際に用いた見積り及び行った判断に関する具体的な開示を要求しているとされている(IFRS第15号BC355項)。

されている。

- (1) 取引価格の算定(変動対価の見積り、対価の貨幣の時間価値の影響についての調整 等)
- (2) 変動対価の見積りが制限されるのかどうかの評価
- (3) 取引価格の配分(約束した財又はサービスの独立販売価格の見積り及び契約の特定の部分への値引き及び変動対価の配分(該当がある場合)を含む。)
- (4) 返品及び返金の義務並びにその他の類似の義務の測定

【開示例11】

(取引価格の配分における重要な判断)

固定価格の IT サポート契約には、所定の金額を上限として、当該契約期間につき 1 回無料で ハードウェア本体を交換することができる手当が含まれている。この契約には 2 つの独立した 履行義務が含まれるため、取引価格は、独立販売価格の比率に基づいてこれらの履行義務に配 分しなければならない。

経営者は、契約開始時に、交換される可能性が高いハードウェアの種類の観察可能な価格及び 類似の状況で類似の顧客に提供するサービスの観察可能な価格に基づいて、独立販売価格を見 積る。値引きを付与する場合、独立販売価格の比率に基づいて両方の履行義務に配分する。

以上